

新市街地整備について（西島松地区）

1. 概要

「西島松地区 新市街地整備に係る基本的な考え方（案）」に基づき、恵庭市が主体となり開発事業を計画的に推進すると共に用地取得を推進する。

2. 開発検討範囲における地権者との協議等

- ・ 移転時期や移転先などについて協議
- ・ 移転および物件補償契約を順次締結

3. 開発検討範囲における今後の取組み

（1）測量調査

- ・ 約 46 ヘクタールの用地確定測量

（2）建物などの解体撤去

- ・ 移転および物件補償契約を締結した地権者の建物などを解体撤去

（3）埋蔵文化財発掘調査

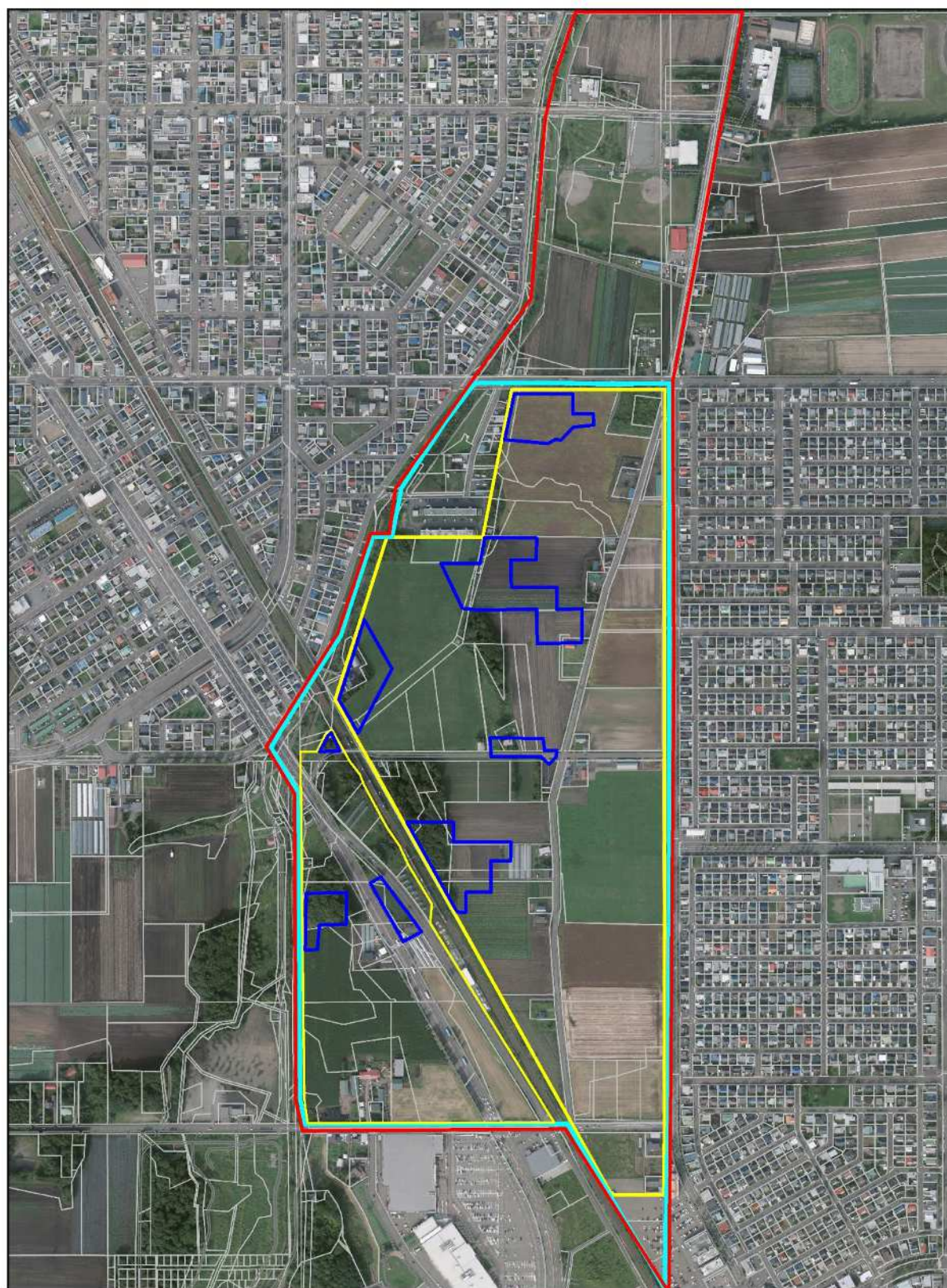
- ・ 開発検討範囲における発掘調査必要想定区域のうち中心部から順次実施予定 別紙1 参照

4. 今後の予定

- ・ 令和8年7月～ 移転および物件補償契約の締結

測量調査、建物などの解体撤去、埋蔵文化財発掘調査

以上



市街化区域編入を検討する範囲
開発検討範囲

都市計画マスタープランにおける
「必要に応じて土地利用を検討する区域」
埋蔵文化財発掘調査必要想定区域